

## 入善町封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町が使用する封筒への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒の種類、掲載位置等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、募集枠数、掲載規格、作成枚数及び広告掲載料等は、募集の都度、別に定めるものとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、町ホームページ等で公募する。

(広告掲載の申込み)

第4条 封筒に広告を掲載しようとする者(町内に住所又は事業所を有する者に限る。以下「申込者」という。)は、入善町封筒広告掲載申込書兼同意書(様式第1号)に掲載しようとする広告案(電子データ含む。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定等)

第5条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、別表に定める基準に基づき、速やかに広告案の内容等を審査するものとする。

2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正・削除を求めることができる。申込者は、正当な理由がない場合、修正・削除に応じなければならない。

3 町長は、前2項の規定及び広告掲載料により、適当と判断された広告について、掲載を決定する。この場合において、広告掲載料が同額であり、かつ、当該広告の枠を超えたときは、抽選により広告の掲載を決定する。

4 町長は、前3項の規定により、広告の掲載が決定となった申込者(以下「広告主」という。)には、入善町封筒広告掲載決定通知書(様式第2号)をもって、不決定となった申込者に対しては入善町封筒広告掲載不決定通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(広告掲載の順序)

第6条 広告掲載の順序は、申込み順により、封筒の上段から掲載する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主は、町長が別に指定する日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第8条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 広告主の都合により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

4 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載等に当たっての遵守事項等)

第9条 広告主は、広告掲載等に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告掲載等の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。

(2) 財産に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）に対する責任の所在を明確にするため、掲載広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を明記すること。

(3) 掲載広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに町長に申し出て、承認を受けること。

2 町長は、広告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載等を中止するものとする。

3 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

4 広告主は、掲載広告の内容等に関し第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載等承認の取消し及び契約の解除)

第10条 町長は、次の場合に広告掲載等承認を取り消し、広告掲載等に係る契約を解除することができる。

(1) 広告主が前条の規定による指示に従わないとき。

(2) 期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 広告原稿の提出がないとき。

(4) 企業の倒産、解散等の事由が生じたとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載等の承認の取消し又は広告掲載等に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、町長に対しその損害の賠償を請求することはできない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表 広告掲載等の基準（第5条関係）

- 1 掲載広告については、広告事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。
  - (1) 公正かつ真実なものであること。
  - (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
  - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
  - (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。
  - (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。
- 2 次に掲げる事項に該当する広告については、掲載しない。
  - (1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの
  - (2) 意見広告又は名刺広告に類するもの
  - (3) 風俗営業又はこれに類するもの
  - (4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの
  - (5) 通信販売又は訪問販売に類するもの
  - (6) 求人広告又はこれに類するもの
  - (7) 公序良俗に反するもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告媒体として使用することが適当でないとするもの
- 3 掲載広告は、提出された原稿をそのまま黒色等の単色で印刷する。